

2012年11月6日

公私立大学実験動物施設協議会 御中

日本実験動物協同組合
理事長 外尾 亮治

感染症発生時の補償範囲に関する文書について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

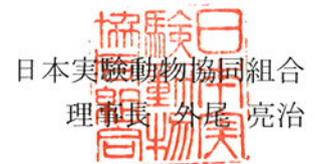
平素は日本実験動物協同組合の活動に格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日は本年1月に当組合が発行致しました「感染症発生時の補償範囲についてのお願い」文書と、その感染症発生時の補償範囲に関する文書発行の主旨をご説明する文書をお送りさせていただきますので、当組合の置かれている状況をご高配いただき、ご査収の程、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

2012年11月

公私立大学実験動物施設協議会 御中



感染症発生時の補償範囲に関する文書発行の主旨

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は日本実験動物協同組合の活動に格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、今回の動愛法改正に際しましては、実験動物生産者と研究者は表裏一体、密接不可分な関係にあるとし協調していただいたことに深く感謝申し上げる次第です。

さて、私どもは「感染症発生時の補償範囲についてのお願い」という文書を、平成12年1月付けで発行いたしました。この文書の主旨について示させていただきます。

病原性微生物感染の早期発見に最も有効な手段となるモニタリングは、一部の動物を抽出して検査することで全体を推計するものであり、全ての動物が網羅されるものではありません。また、病原性微生物の検査結果が出るまでには一定の時間を要することから、検査結果はあくまでも過去のものであり、リアルタイムな情報でもありません。これらを踏まえ、これまで経験した感染事例を検証してみても、出荷の時点で感染を把握し病原性微生物の拡散を未然に防止した事例は皆無といっても過言ではありません。生産者は感染から動物を守るべく不断の努力を続けてはおりますが、感染を防ぎきることはできないというのが正直なところ。そのようなことから、生産者側に感染事故という不測の事態が生じた時には、当然、誠心誠意対処する所存ではありますが、当該組合文書に掲げる補償の範囲に止めていただきたいということをお願いするものです。

当組合では、特に、SPF動物の生産に従事している組合員に対して、病原性微生物の感染防止ならびにモニタリングの重要性について啓発活動を実施し、感染に対して意識向上を図るよう努めております。

しかしながら、万が一、感染事故が起きた場合には、生産者だけでは到底対応することはできません。お客様のご協力が不可欠であります。また、感染被害を最小限に止めるには、お客様の検疫に対する考え方や統御すべき微生物項目のあり方について見直していただくことも必要と思われま。これらに関しては、お客様とどのような形で合意形成を図るかが今後の課題と考えます。何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該「感染症発生時の補償範囲についてのお願い」文書は、あくまでも本組合の基本的な考え方をお示しするものです。お客様と生産販売者の関係につきましては、これまで培ってきた信頼関係の上に成り立っているものと確信しております。何卒ご理解・高配賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

2012年 1月

お客様各位

日本実験動物協同組合
理事長 外尾 亮治

感染症発生時の補償範囲についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は日本実験動物協同組合の活動に格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、私たち実験動物生産業者は、病原性微生物の感染症発生防止に関して、平素より特段の注意をはらいつつ実験動物の生産を行っております。特に SPF 動物を生産・販売する生産業者では、病原性微生物感染がお客様に多大なご迷惑をおかけすることばかりか、自らも存亡の危機に追い込まれることにもなりかねないことから、感染症の早期発見のためのモニタリングにつきましては、ことに注力して実施している次第です。しかしながら、病原性微生物の感染を防ぎきることは、なかなか難しいというのが実情です。当組合では、SPF 動物の生産に従事している組合員に対して、これまで以上に、感染症発生防止に関する啓発活動を実施し、感染症防御技術の向上ならびに発生時のお客様への被害を最小に止めるべく感染症発生時の迅速な対応の徹底に努めたいと考えております。

このようなもと、SPF 動物としてお届けした動物が病原性微生物に感染していた場合の補償範囲について、当組合の特に規模の小さい事業者の存続を図る上でも、補償に対する考え方を下記のようにご案内させていただきたいと思っております。

何卒ご高配の上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 感染症発生時の補償範囲

- ① 納品検収後、生産者側に起因すると思われる問題が生じた場合は、その当該動物のみ補償の対象とさせていただきます。
- ② 補償の対象は、動物の代替または代金の返金のみとさせていただき、損害賠償についてはご容赦下さい。

2. 補償範囲の限定をお願いする理由

- ① 感染症発生防止については最大限の努力をしておりますが、感染症の発生を完全に防ぎきることは難しいと言われております。
- ② 定期微生物モニタリングで、特に感染初期を捉えるのは大変困難であると言われております。
(微生物モニタリングの限界)
- ③ 定期微生物モニタリングは対象コロニーの全数検査ではございませんので、出荷した動物個々のSPFを保証する事はできないと言われております。

3. 検疫のお願い

納品検収後は一定期間、他の動物と隔離して飼育していただくようお願い申し上げます。